

日常生活を送る中で、あなた一人の力では解決できない、そんな地域の課題を、地域で解決し、住みよいまちを築いていくために活動しているのが自治会です！！

自治会に加入しませんか？

自分たちの住む地域をよりよいものにしていくためには、そこに住む人々がこれからの地域を考えお互いに協力していく必要があります。浦添市では40の自治会があり、それぞれの自治会で独自の活動を行っています。

自治会は、そこに住む生まれも環境もライフスタイルも違う多くの人が集い、話し合い、活動することでよりよい地域づくりを目指すものであり、様々な活動を通じて地域コミュニティの活性化を図っています。自治会に加入し、日頃から周りの方との交流を深め、安心・安全な住みやすい地域づくりに参加しましょう。



自治会の主な活動

- 1、美化活動**
定期清掃、緑化活動を通じて地域の美化を行っています。
- 2、防犯活動**
防犯パトロールや、夜間の安全を確保するために防犯灯の設置・維持管理を行っています。
- 3、伝統・文化活動**
仲西・勢理客・内間の獅子舞、経塚の金鼓隊、前田の棒、小湾のアギバーリーと地域に伝わる伝統・文化活動を行っています。
- 4、親睦活動**
スポーツ大会、夏祭り等を開催し、地域の親睦を深めています。
- 5、青少年健全育成活動**
子ども会や声かけ運動等を通じて、子ども達の健全育成活動を行っています。
- 6、福祉活動**
独居老人への声かけや、敬老会等の地域の福祉活動を行っています。



加入の方法や各自治会の活動内容については自治会長にお尋ねください。
自分の住んでいる地域の自治会長がどなたか分からないときは、市民生活課にお問い合わせください。
問い合わせ 市民生活課 市民生活係 876-1234 (内線3012)

防犯灯について知っていますか？

防犯灯とは生活道路に設置された夜間の防犯や歩行者の安全な通行を目的に設置された蛍光灯または水銀灯のことで、設置場所の状況に応じて、電柱に共架したものや専用の柱を建て取り付けを行うタイプのものがあります。



防犯灯Q&A



Q 防犯灯は誰が設置するのですか？

A 防犯灯は、お住まいの地域の自治会が設置しています。(浦添市内には自治会が設置した防犯灯が約2,600灯あります。)
市では、新たに設置する場合などに、工事費の一部を補助しています。

Q 電気代は誰が支払っているのですか？

A 防犯灯の維持管理は自治会が行っており、電気代も自治会が支払っています。市では、電気代の一部を補助しています。

Q 新たに防犯灯を設置してほしいのですが、どうしたらよいですか？

A お住まいの地域の自治会へご相談ください。自治会では、周辺住民の皆さんから聞き取りを行い、各自治会員から収められた自治会予算の範囲内で防犯灯を設置しています。

問い合わせ 市民生活課 ☎876-1234 (内線3012)

INTERVIEW

仕事も家庭も両立できる女性になりたい

高良 彩奈 さん



受験勉強のときに、効率良い勉強方法は、長時間やるよりも短時間集中で、また息抜きも大事だと教えられ、「量より質」「メリハリが大事」ということを実感しました。

仕事においても、高い成果を上げるためには、広い視野や知識が必要で、それらは仕事以外の場所で身につくことが多いと思います。また、仕事以外の場を大切にすることによって、企業なら消費者目線が、行政なら市民目線の考え方が生まれやすいのではないかと思います。

生活が充実していれば、仕事にも必ず良い影響が及び相乗効果が期待できると思います。私も仕事に就くとき、人生の全てを仕事に注ぎ込むのではなく、私生活も充実させて、ゆとりを持った生活をしたいです。そして、幅広い視野をもって仕事も家庭も両立できる女性になりたいです。

INTERVIEW

仲間づくりが仕事、地域、家族においても重要



山元 一秀 さん

ビジネス環境も、生活環境も常に変化しているのが現状だと思います。「環境変化への対応」は、その変化を捉え、必要なときに適切に力を注ぐこと。そのためには、仲間づくりが、仕事、地域、家族においても重要ではないでしょうか。一人で全てのことが出来るわけではない、それぞれが得意分野を持ち寄り、不足分をカバーし合っていく。そんな仲間がいることだと思います。

今年、男子茶道サークルを立ち上げました。メンバーは、市の茶道講座を受講した7名です。役職では、会長、事務局長、会計とありますが、行事を開催するときには、その他にビデオ撮影が得意な人、陶芸をやっているひと、パソコンが得意な人、それぞれが限られた時間の中で、できることを持ち寄って参加しています。少年の頃にもどり部活を楽しんでいるかのように。

問い合わせ
男女共同参画推進ハーモニーセンター
☎874-5711

仕事と私生活の相乗効果を高める

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

男女共同参画推進ハーモニーセンターでは、仕事をしながら、家族や友人と素敵な人生の過ごし方を考える「きっかけ」として、「ワーク・ライフ・バランス」について紹介していきます。これを機会に皆さんもご自身の仕事と生活の在り方を考えてみませんか！

「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)とは、仕事と生活が半々の状態を目指すというのではなく、仕事を減らすということでもありません。生活のために、仕事を減らすということでもありません。「私生活の充実により仕事がつましく進み」「仕事がつましくいくことによって私生活もつるおう」という、「仕事と私生活の相乗効果を高める考え方」と「仕事以外の私生活の充実」の好循環を作り出す社会の実現が必要となっています。

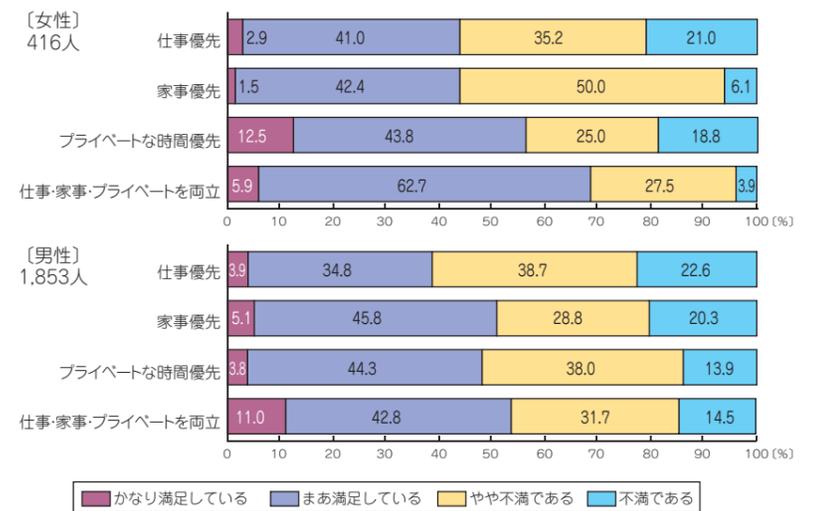
そこで、平成19年12月18日の「官民トップ会議」では、

「ワーク・ライフ・バランス」の意味

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。そのなかで、①就労による経済的自立が可能な社会
②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
③多様な働き方・生き方が選択できる社会
を目指すこととしました。



仕事への満足度(性別・有配偶正規就業者)(2006年)



出所 内閣府男女共同参画局「男女の働き方と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する調査」2006年

※ワーク・ライフ・バランスと仕事の満足度という視点からみると、「仕事・家事・プライベート両立」している人の「仕事への満足度」は、男性53.8%、女性68.6%と高い。